公益社団法人武蔵府中青色申告会

青色ニュース

［暮らしと税を結ぶ情報紙］

aoiro news

第88号（新年号）　平成28年1月11日

会員数2015年12月1日現在	
府中支部	2,807名
調布支部	1,850名
狛江支部	580名
歯科医師部会	54名
農業部会	350名
医師部会	8名
税理士部会	41名
地区外	421名
準会員	443名
合計	6,554名

発行・編集　公益社団法人武蔵府中青色申告会
編集責任者　戸井田 喜良

〒183-0027 東京都府中市本町 4-15-22
042-362-8466　http://www.aokai.or.jp

～武蔵府中税務署からのお知らせ～

税務署の申告書作成会場は、2月8日（月）から開設します。

平成27年分確定申告及び納期限

所得税・贈与税→平成28年3月15日（火）　消費税→平成28年3月31日（木）

◆所得税については、平成25年分から復興特別所得税を併せて申告することとなりました。
◆振替納税をご利用の方は所得税が4月20日（水）、消費税が4月25日（月）振替日です。
◆予定納税があった方は確定申告の際に第1期（7月）第2期（11月）の納付額がわかるようにしておいてください。
◆決算書・確定申告書の税務署からの送付時期はともに1月下旬となります。
（前年に電子申告をされた方には、税務署から決算書及び確定申告書の送付はされません。）

新年のお慶びを申し上げます。

昨年は格別のご厚情を賜り御礼申し上げます。
皆さまのご健勝と事業のますますのご発展を心よりご祈念申し上げます。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成28年　元旦
公益社団法人 武蔵府中青色申告会
会長　相原　博

青色申告会で指導サポートを希望される方は２ページをご覧ください

もうすぐ確定申告の季節です。お早めの準備を！

医療費控除を受ける場合

確定申告に必要な資料

1．源泉徴収票の原本（給与所得・年金所得のある方）
（源泉徴収税額があることをご確認下さい）
2．領収書（27 年中に支払った医療費）
3．印鑑（スタンプ式印章は不可）
4．金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
※領収書等の集計は事前にお願い致します。

初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合

確定申告に必要な資料

1．源泉徴収票の原本（給与所得のある方）
（源泉徴収税額があることをご確認下さい）
2．住民票の写し
3．住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
※２ヶ所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書
4．家屋（土地）の登記事項証明書
5．請負契約書・売買契約書の写し
6．印鑑（スタンプ式印章は不可）
7．金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
※当会では、対応することが出来ません。税務署にて作成・提出をしてください。
※土地先行取得・連帯債務・譲渡・贈与等に関するものは税務署にて申告してください。

公的年金等の申告をする場合

確定申告に必要な資料

1．源泉徴収票の原本
2．国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3．金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
4．前年分の確定申告書控
5．印鑑（スタンプ式印章は不可）

年の中途で退職された場合

確定申告に必要な資料

1．退職時までの給与所得の源泉徴収票（原本）
2．国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3．金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
4．印鑑（スタンプ式印章は不可）

株式の売却等に関する申告をされる皆様へ

証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択している方は、原則として申告の必要はありません。

株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越すなどの理由により、申告する場合には、証券会社から送付される「特定口座年間取引報告書」が必要です。

証券会社の特定口座を選択していない方、先物取引及びFX（外国為替証拠金取引）による所得の申告については、税務署にて申告してください。

平成27年分以降適用の主な改正点

これらの改正について詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。

所得税の税率の改正

所得税の税率について、課税される所得金額が4千万円を超える場合、税率は45％となります。

公的年金等の申告不要制度の改正

公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者はこの制度を適用できないこととされました。

財産債務明細書の見直し

財産債務明細書について、提出基準の見直しなどが行われ、新たに財産債務調書として整備されました。

※所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書をその年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

確定申告指導は、東京税理士会武蔵府中支部の協力を得て行っております。

予約受付中！

大切なお知らせ

確定申告期(1月～3月)は 会員予約制による指導が中心となります!!

当会では、皆さまの利便性を図り、待ち時間を出来るだけ短縮するため、一定期間会員予約制指導を実施します。ご理解とご協力をお願いします！

2016年 1月

月	火	水	木	金	土	日
				1 休	2 休	3 休
4	5	6	7	8	9 休	10 休
11 休	12	13	14	15	16 休	17 休
18	19	20	21	22	23 休	24 休
25	26	27	28	29	30 休	31 休

会員予約制

2016年 2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6 午前のみ	7 休
8	9	10	11 休	12	13 午前のみ	14 休
15	16	17	18	19	20 午前のみ	21 休
22	23	24	25	26	27 午前のみ	28 休
29						

会員予約制

※青色申告会館の駐車場は2/16～3/15利用できません。

2016年 3月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5 午前のみ	6
7	8	9	10	11	12 午前のみ	13
14	15	16	17	18	19 休	20 休
21 休	22	23	24	25	26 休	27 休
28	29	30	31			

会員予約制
当日受付順（会員優先）
会員予約制

本年より3/16～3/31も予約制となります。

平成27年分確定申告指導のご案内

昨年と大幅に変更になっている点です。ご注意ください！

期　間	変　更　内　容
平成28年1月4日～3月31日	①諸事情により出張指導会（調布・狛江会場）廃止
	②すべての指導が完全予約制 ※本年はインターネット予約は有りません （3月9日～3月15日のみ当日来局順受付）
	③申告期は決算指導のみ対応 （記帳指導・弥生会計入力指導は年内まで）

会員予約制	1/4～3/8 3/16～3/31	●**現在予約受付中です!!** **ご都合の良い方法でご予約ください** **※ご予約いただけるのは会員の方のみです。**	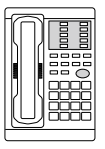 電話 ☎042-362-8608　 ご来局
		●年末調整、手書き帳簿、弥生会計等すべてご予約が必要です	
		●職員の指名も可能です	
		●一般の方は当日空きがある場合のみ、指導をさせていただきます。（ご来局前にお電話にてご確認ください。）	
当日受付順	3/9～3/15	●当日受付順（予定人数で終了します） 受付開始：当日午前８時30分～／受付方法：来局	
		●空きが有る場合のみ、当日午後の指導をお電話にて予約可能です（ご予約いただけるのは会員の方のみです） 受付時間：当日午前９時30分～／受付方法：電話（042－362－8608）	
		●職員の指名は出来ません	

※確定申告期間中（1/4～3/15）の指導回数は予約制・当日受付順合わせて原則３回までとなります。
４回目以降は有料となります。（１回3千円）
※確定申告期間中（1/4～3/31）は、記帳方法や弥生会計の入力方法に関するお電話でのご質問はご遠慮いただいております。
※一般の方の指導は有料となります。（40分：4,000円）

確定申告指導は、東京税理士会武蔵府中支部の協力を得て行っております。

税務署でお願いします。もうすぐ確定申告の時期です！

以下の内容に関しては、青色申告会では対応することが出来ません。

●土地・建物の譲渡●ゴルフ会員権の譲渡●株式等の譲渡のうち、特定口座内以外での場合
●先物取引（FX 等）●初めて住宅借入金等控除を受ける場合●特定居住用財産などの譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合
●海外との取引に関する場合（外国税額控除等）●平均課税の適用を受ける場合●贈与税　その他特殊な事例である場合

事務局からお願い：会費は銀行口座引落しによる納入をお願いしています。手続きがお済みでない方はお早めにご連絡下さい。

予約前にご確認ください!!

ください ますようお願い致します。

50周年記念式典を盛大に挙行しました!

公益社団法人武蔵府中青色申告会は、本年前身の武蔵府中青色申告会の創立から50周年を迎えることが出来ました。

これを記念し、10月7日㈬府中・芸術の森劇場にて創立50周年記念式典を挙行しました。

当日は、多くのご来賓や会員の方々のご臨席を賜り、記念式典を挙行することが出来ました。

今後も公益社団法人武蔵府中青色申告会は地域の皆さまと伴に歩んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

創立50周年を迎えて

公益社団法人　武蔵府中青色申告会
会長　相原　博

皆様方のご支援ご協力のおかげをもちまして、公益社団法人武蔵府中青色申告会が創立50周年を迎え、さらに創立50周年記念式典を挙行できましたことは、会長として、この上ない喜びであります。

さて、我が国の税制を振り返れば昭和22年、それまでの「賦課課税制度」から、我が国に初めて「申告納税制度」が採用されました。

今日、施行65周年を迎える「青色申告制度」は、納税者自らの、正しい記帳に基づき、正しい所得の計算を行い、自主的に申告する「申告納税制度」の中核をなすものとなっています。

「青色申告制度」の普及育成と、納税道義の高揚を目指した活動を推進し、先人達のご努力と情熱に支えられた「青色申告会」は現在、誠実な納税者の団体として、広く社会に認められております。

本会は。昭和40年5月に武蔵府中税務署が同年7月に開署されることに伴い、当初７６８名の会員で「武蔵府中青色申告会」として発足いたしました。

その後、平成11年3月に社団法人として、東京国税局長の認可を受け、更に公益法人制度改革に対応するため、平成22年11月、東京都の認定を受け、全国の青色申告会に先駆け公益社団法人に移行し、現在に至っております。

また、平成23年9月には、長年の念願であった会館が完成し、そして本年、4月1日現在の会員数は、設立時の会員数の約9倍である、６７６１名の会員を擁する組織に発展することができました。

これもひとえに税務当局をはじめ、関係各方面の皆様方のご支援の賜物と深く感謝申し上げる次第です。

創立50周年を契機に、新たな決意のもと、時代の変化に対応するため、行動する青色申告会を会活動の基本に、会員に信頼され、地域社会に根付いた青色申告会を目指して、一層の努力をして参る所存です。

なお、本会は本年、全国の青色申告会でも例のない14年連続会員増の達成を目指しております。

これからも武蔵府中税務署の岡部署長はじめ税務署職員の皆さま方の格別なるご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

第1部 記念式典

これまでの功績を称え、多くの会員の方々へ表彰状の授与を行いました。

また、当日は関係諸団体から多くのご来賓の方々にご臨席を賜りました。

さらには、青年部長・女性部長による宣言も行いました。

創立50周年を契機に明日への宣言を行う野澤青年部長・君島女性部長

第2部 記念講演

笑点でもおなじみの三遊亭小遊三氏を迎え、記念公演を行いました。

一部の緊張感とは違った和やかな雰囲気の中、会場の皆さんはとても楽しんでいる様子でした。

芸の手ほどきを受ける場面もありました

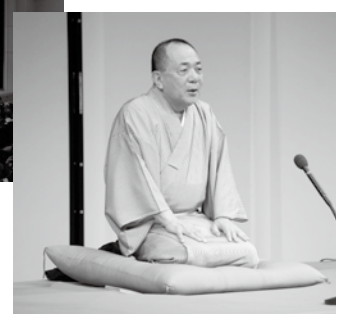
笑点でもお馴染みの三遊亭 小遊三氏

会長・ご来賓の皆さまとの鏡割り

第3部 祝賀会

50周年のお祝いとして、会長・ご来賓の方々と鏡割りを行いました。

祝賀会では地元府中の伝統芸能である府中囃子の皆さんにも出演していただきました。

終始和やかな雰囲気の中、開催されました

式辞を述べる相原会長

役員在任40年以上を記念し、一般社団法人 全国青色申告会総連合 会長特別表彰を受賞された調布支部の村越亀松様

祝 納税表彰受彰者

■**財務大臣表彰**
会長　相原　博　様

■**武蔵府中税務署長表彰**
理事、指導税制委員会委員　関　一成　様
組織委員会委員　山本　ナチ　様

■**武蔵府中税務署長感謝状**
理事、総務委員会委員長　石川　明男　様
理事、青年部長
事業委員会委員、青年部副部長　野澤　靖明　様
組織委員会委員　小町　寛行　様
組織委員会委員　松本　淑子　様

■**東京都主税局長表彰**
監事　八木下　武良　様

■**東京都立川都税事務所長感謝状**
副会長　荘司　信芳　様

「税を考える週間」11月11日～17日　公益社団法人武蔵府中青色申告会

第3回「小学生の税の書道展」府中・調布で開催!

当会では本年も日本の文化である書道を通じ、税に対する理解を深めていただくことを目的に、第３回「小学生の税の書道展」を開催しました。

調布市内では、11月14日、15日に「調布文化会館たづくり」と「調布市教育会館」において開催され、また府中市内では12月13日、14日に「府中グリーンプラザ」において開催されました。

府中市内の小学校からは2,700点、調布市内の小学校からは昨年を大幅に上回る1,465点の作品が出品され、厳正な審査の結果、府中568点、調布318点の作品が入選しました。

2日間開催された作品の展示会には、多数の皆様にご来場いただき、また、日曜日には表彰式を開催し、受賞された児童とご家族の皆様にご出席をいただきました。

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

オール東京で特別徴収を推進しています！

特別徴収とは…

事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

◆従業員の個人住民税は、特別徴収が原則となっています。まだ実施していない事業主の方は、特別徴収への切り替えをお願いします。
◆法令に基づく適正な特別徴収の実施について、事業主のみなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。
詳しくは、下記バナーより『個人住民税の特別徴収推進ステーション』のHPをご覧下さい。

個人住民税の特別徴収推進ステーション

(東京都主税局のHPが開きます)

「いきいきワーク府中」

おおむね55歳から
人材確保はお任せください！
東京都と府中市からの助成と支援、無料で安心！
無料職業紹介所「いきいきワーク府中」
☎ 042-336-4871
府中市府中町２－25－１中央文化センター５階
利用日：毎週月～金曜日（祝日、年末年始、休館日を除く）
時間：午前９時～午後５時
◆求人のご相談から募集までスピード対応◆
●求人条件の設定と紹介●高年齢者の雇用及び助成金・奨励金等の相談

詳しくは内閣官房ホームページをご覧ください。

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。
・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。
※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット
1 行政の効率化 手続きが正確で早くなる
行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。
2 国民の利便性の向上 面倒な手続きが簡単に
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。
3 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは
0570-20-0178（マイナンバー）
マイナンバー　検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

事務局からのお願い　青色申告会にお届けのご住所、お名前、お電話番号などの変更がある方は必ず事務局までご連絡下さい。

Aoiro Sanpomichi

府中・調布・狛江 あおいろ散歩路

ちょっと気になる話題や気になる小径

Vol.18 京王線　つつじヶ丘駅周辺
つつじヶ丘商店街

毎年更新する
つつじヶ丘商店街マップ

↑つつじヶ丘駅で植え替え中。花のまちプロジェクトの問い合わせは HP「花のまちプロジェクト」で検索！

調布の中で商店数の多い つつじヶ丘商店街

つつじヶ丘駅は、調布市内でも有数の規模の商店街が駅前に広がります。毎年更新をする「つつじヶ丘商店街マップ」は元旦に新聞折込をして近隣にPRしています。商店街の各店でも貰うことが出来るので、チェックしてください。一年を通して色々なイベントを開催。直近は2月に２週間「ワンコインナイト」と題して、飲食店が500円でワンドリンクとワンフードを提供します。ちょっと覗いてみたかった気になるお店に気軽に入れる商店街イベントです。20店舗ほどの店が参加予定なので、要チェックです!

←商店街のモニュメントが目を引きます

花のまちプロジェクトは市民の自然発生的なボランティア活動

「つつじヶ丘」をその名にふさわしい花のまちに！そんな想いを持った市民が「花のまちプロジェクト」のボランティアとして集まり、年２回冬と夏に駅周辺に置くプランターや駅前の植え込みの花植え水やりをしています。水やりなどは順番で無理のないやさしいボランティア活動をしています。代表の河端さんは普段は一般企業にお勤めのサラリーマン。立ち上げから5年、花のまちプロジェクトへの熱い気持ちが伝わり、年々ボランティア参加も増えています。放置自転車の削減など駅周辺の環境整備にも一躍かっています。商店街も店頭へのプランター設置とそれに伴う運営資金の支援や、植え替え、水やり活動参加等協力しています。駅前だけでなく商店街も含めた街全体の美化を目指しています。自分たちが出来ることをする、そんな気持ちが伝わってきます。植え替えられたプランターの花々や駅前の植え込みの花が株を広げ春にむかって色鮮やかに咲いていくのが楽しみですね。

↑放置自転車も置けません

↑プランターを店舗に運ぶトラック

↑花壇のデザイン配置を考えるボランティアのみなさん

今木屋 和菓子 製造販売

地元に纏わるネーミングで
お土産にする方も多い和菓子

明治元年より和菓子一筋の老舗和菓子店の今木屋さん。調布をこよなく愛する店主の小宮さんご家族は、和菓子ひとつ１つに地元調布に纏わるネーミングを付けた和菓子が目を引きます。近くの小学校で、和菓子教室などをする程、地元愛にあふれた優しい味の和菓子屋さんです。新春に相応しい紅白饅頭電話予約承り可能です。☎ 042-482-3619

今後の行事予定

■ 1月

12日(火)	13:30～	女性部定例役員会(府中グリーンプラザ)
13日(水)	15:00～	正副会長会議(青色会館)
15日(金)	9:30～	女性部新年会(新春バスツアー・都内)
20日(水)	15:00～	理事会(大國魂神社結婚式場)
20日(水)	17:00～	新年賀詞交歓会(大國魂神社結婚式場)
22日(金)	10:30～	会長会計会議(青色会館)
27日(水)	14:00～	役員研修会(むさし府中商工会議所)
28日(木)	18:00～	狛江支部新年会(おお田)

■ 2月

1日(月)～		申告スタート(贈与税)
16日(火)～		決算申告スタート(所得税等消費税等)
24日(水)	10:30～	会長会計会議(青色会館)

■ 3月

～15日(火)		決算申告指導(贈与税・所得税等)
16日(水)	18:00～	正副会長会議(青色会館)
23日(水)	14:00～	理事会(青色会館)
23日(水)	12:45～	会長会計会議(青色会館)
～31日(木)		申告指導(消費税)

税のカレンダー

●納期限を守りましょう！ ●口座振替を利用しましょう！

■ 1月

【国　税】
- 源泉徴収票の交付及び提出(2月1日まで)
- 法定調書の提出(2月1日まで)

【地方税】
- 個人住民税第４期納付
- 固定資産税の償却資産申告書の提出(2月1日まで)

■ 2月

【地方税】
- 固定資産税及び都市計画税第４期納付

■ 3月

【国　税】
- 平成26年分所得税の確定申告及び納付(15日まで)
- 贈与税の申告及び納付(15日まで)
- 青色申告承認申請(15日まで)
- 個人事業者の消費税等の申告及び納付(3月31日まで)

【地方税】
- 個人住民税の申告
- 個人事業税の申告
- 個人の事業所税の申告及び納付(15日まで)

各種勉強会のお知らせ 青色申告会勉強会

4月21日(木)・4月22日(金)

青色申告の特典を利用した節税方法や、記帳方法について解説します。新規開業された方や初めて青色申告される方など、記帳の仕方はわからず不安という方ぜひご参加ください。

◆定員　いずれも40名　◆費用　会員・一般ともに無料
◆会場　(公社)武蔵府中青色申告会　会館
◆受付開始　1月26日(火)午前10時

日　程	区　分	時　間
4月21日(木)	事業所得	午前9時30分～11時30分
	不動産所得	午後2時～4時
4月22日(金)	不動産所得	午前9時30分～11時30分
	事業所得	午後2時～4時

※筆記用具をお持ちください。
※申込者が10名に満たない場合、開催を中止します。

編集後記

明けましておめでとうございます。

2016年となり、マイナンバー制度が始まります。昨年より話題の当制度ですが、申告業務にうまく活用したいものです。また消費税の軽減税率の導入、女性進出推進を背景とした配偶者控除見直しも動向が気になるところです。

私の所属している青年部では、前年度より児童向けの税務教室に取り組んでおります。他の児童向けの行事も然りですが、普段聴くことのない税金やお金の話に、児童は目を輝かせて聴いてくれています。そのような姿に接する度に、新しい制度の施行に伴い勉強して身につけていかねばならないことを、私にとっては身をもって知るよい機会となっています。

確定申告の時期がまもなくやって参ります。自己の申告業務ならびに税務知識の研鑽に加え、地域での啓蒙活動にも関心をもって頂ける方の入会を、一会員として心よりお待ち申し上げております。

組織委員会
冨士 豪生

会勢拡大運動へのご協力に感謝!!

●入会特別推奨月間に102名が入会（9月～11月末）

会員及び役員の皆さまの入会勧奨活動により、102名の方々にご入会頂くことができましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

なお、特別勧奨月間は終了致しましたが、会員紹介運動等の会勢拡大運動は年度末（平成28年３月末）まで続きますので、今後とも引き続き、未会員の情報等をお寄せ頂きますようご協力をお願い申し上げます。

●青色申告会をご存知ですか?

青色申告会は、小規模事業者等で構成されている納税者団体です。

個人で事業を営んでいる方や、不動産貸付を行っている方々にご入会いただき、帳簿のつけ方や、決算の仕方等の記帳指導、セミナーや説明会等の開催を行っております。

個人事業者等の集まりである青色申告会は、全国組織で会員の声を国政に届けることにより、青色申告特別控除の創設をはじめ、青色事業専従者給与、共同経営者の小規模企業共済制度への加入拡大等、数々の運動成果を実現してきました。ご近所やお知り合いで開業された方や開業予定の方、帳簿の指導をご希望されている方、あるいは青色申告の特典や節税を知らずに白色申告のままでいる方などをご存知でしたら、是非当会をご紹介ください！

会員募集中　年会費

正会員（事業・不動産所得者等）	18,000円
準会員（給与・年金所得者等）	
家族会員	9,000円

小規模企業共済 50th

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
おかげさまで、今年５０周年を迎えました。

制度の特長

1 全国 125万人が加入
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)

2 掛金は 全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい

中小機構　TEL:050-5541-7171（共済相談室）　小規模企業共済　検索　www.smrj.go.jp/skyosai

武蔵府中青色申告会への入会をお待ちしています。詳しくは事務局へおたずね下さい。…☎042－362－8466